

報 道 資 料

発表日：令和2年 2月25日
所 属：県土マネジメント部
まちづくり推進局建築安全推進課
担 当：監察係 堀之内、大谷
電 話：0742-27-7564
内 線：4424

「建築物防災週間」における防災対策の推進

「建築物防災週間」は、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、年2回設けられており、その期間中には職員の立入による防災査察や住宅・建築物の所有者・管理者に対する啓発・広報活動を実施しているものです。

記

1 実施期間

令和2年3月1日(日)から3月7日(土)まで(令和元年度春季)

2 具体的な実施事項

(1) 防災査察

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない不特定多数が利用する建築物等を中心に、特定行政庁の職員が現地において建築物の状況を調査し、必要に応じて指導を実施します。また、防災査察は消防機関と合同で実施します。

防災査察の実施結果については、後日、報道発表予定です。

〈対象建築物〉 建築基準法で定める特殊建築物等
(不特定多数の方が利用する目的で供されるもの)

〈重点事項〉 対象建築物の是正指導
対象建築物に対する定期報告の徹底

(2) 広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの配布、公共施設等での啓発ポスターの掲示及び奈良県ホームページでの広報を行います。